

KITAHAMA⁺

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

特集

Vol. 25

2025 AUTUMN

チャイナプラクティス・チーム 10周年



池野 幸佑 弁護士

酒井 大輔 弁護士

日野 真太郎 弁護士

酒井 悠 弁護士

常偉 外国弁護士

黄亜森 外国弁護士

不正事象予防のために、
コンプライアンス体制の構築を
法務Troubleshooting
形成されつつあるエコシステム
台湾スタートアップ日本進出の動向

ビジネスパーソンの休憩時間
懐かしさを感じさせる
淡水という町



北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS

クライアントとともに。



北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS

クライアントとともに。



大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル
TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー
TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階
TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

KITAHAMA PLUS 定期便へのご登録

KITAHAMA PLUSは、弁護士法人 北浜法律事務所がお届けしているフリーマガジンです。
企業にプラスになるリーガル情報をコンセプトに、年4回発行しています。
定期便（新刊の毎号配送）をご希望の方は、ホームページよりご登録ください。※定期便の購読は無料です



FEATURE

特集

チャイナプラクティス・チーム

10周年



2015年、北浜法律事務所に、中華圏の案件を担当する弁護士等による

「チャイナプラクティス・チーム」が創設されました。

以来、日々、日本企業の中華圏の案件や、中華圏企業の日本の案件に精力的に対応しています。

今年は、設立から10年となる節目の年。

これまでの5年を振り返るとともに、次の5年に向けての展望を語ります。

弁護士

酒井 大輔

弁護士

日野 真太郎

KITAHAMA^{PLUS}

Message

近年、企業のグローバル化は不可避であり、
企業における法律問題は、日本国内のみならず、
国境をまたぐ案件も多く生じています。

北浜法律事務所では、
中国語が堪能であり、中華圏の文化にも詳しい
弁護士を中心としたチャイナプラクティス・チームを構成。
M&A、投資、紛争解決、コンプライアンス等、
中国大陆、台湾及び香港に関連する法律問題は、
彼らが集中的に取り扱っています。

今号は、本チームが10周年を迎えたことを記念して、
中華圏での法律問題についてご紹介します。
企業の皆様の躍進の一助になれば幸いです。

北浜法律事務所 代表

渡辺 徹



語学力と中華圏への深い理解、柔軟なチーム力で、さらなる拡大へ。

チャイナプラクティス・チーム この5年間の変化とは

酒井 2015年3月に私たち北浜法律事務所でチャイナプラクティス・チーム（以下「CPT」）が設立されてから、今年で10年が経過しました。2020年の設立5周年の際にも、本誌でCPTが特集されていますが、ここでは、CPTの特徴として、メンバーのほとんどが中国語を解し、中華圏にバックグラウンドがあること、日本企業だけでなく中華圏企業の案件も取り扱うこと等が挙げられています。私は5年前にチームの責任者を日野さんに代わりましたが、この5年を振り返って、変化はありましたか。

日野 まず、人数が増えて、巻頭特集に全員が出られなくなったことでしょうか（笑）。とはいえ、CPTの特徴である、中国語能力と中華圏に対する理解の深さという点は変わっておらず、メンバーの半数が帰国子女で、他のメンバーは現地での長期勤務経験があります。

「専門領域」と「渉外性」の 両面で高まった専門性

日野 この5年間を振り返ると、取扱案件の専門性が高まっているように思います。国際法務における専門性は、紛争解決やM&Aといったカバードきる「専門領域」と、外国語や外国文化に対する理解といった「渉外性」の掛け算ですが、この5年で、いずれも高めることができたと感じます。

酒井 当事務所は部門制を取っていないので、案件ごとに必要となる「専門領域」に経験・知見を有するメンバーで臨機応変にチームアップできることが強みです。CPTは、この強みを生かし、必要に応じてCPT外の専門性を有する弁護士とチームアップをする機会が増えました。インバウンド・アウトバウンドを問わず、特に増えたのは、競争法、労働法、知的財産、金融、コンプライアンスといったところででしょうか。

日野 同じ印象です。「渉外性」については、インバウンド案件で言えば、依頼者の中華圏企業が、日本企業に投資をする場合、弁護士は英語で依頼者とやり取りをし、英文契約書を作成するのが通常です。しかし、CPTでは、依頼者と中国語でやり取りをし、契約書を英語で作成し、投資対象企業とは日本語でやり取りすることが可能です。また、アウトバウンド案件については、5年間でメンバーが多くの経験を積み、大きく習熟しました。具体的には、紛争解決

また、言語や文化的相違による事故を防ぐため、日本法弁護士と現地法弁護士の組合せによって案件に対応するという姿勢も変えていません。一方、この5年の変化をまとめると、日本企業からのご相談内容の変化、中華圏企業か

らのご相談案件の増加、取扱案件の専門性が高まったことが挙げられると思います。

酒井 日本企業からのご相談内容の変化について、経済状況の変化に応じて、中国大陆への新規進出案件や事業撤退・



やコンプライアンス案件では、日本企業の考え方と、現地の実状や解決方法の隔たりが大きいことが多々ありますが、そういった案件を多く扱い、問題解決のためのノウハウが蓄積されています。

現地法律事務所と スムーズに連携し迅速に対応

酒井 5年前の特集では、CPTの理念として、「日本と中華圏の企業の橋渡しをできるチームでありたい」ということを掲げましたが、その幅が広がっているということですね。中華圏主要都市にスムーズに連携できる現地法律事務所があることも、CPTにとっての財産

ですね。

日野 その通りです。特に迅速性が必要な案件ではそのような関係性が活きています。至急の対応が必要な案件では、お客様から相談を受けた翌日には、現地法律事務所のメンバーも含めてチームアップをして対応を開始したこともあります。

酒井 そういう意味では、この5年間というのは、新型コロナウイルス感染症の蔓延という逆風があったにもかかわらず、CPTは順調な発展を遂げたと言ってもいいと思います。次の5年間はどうか考えていますか。

日野 CPTの強みである中国語能力と中華圏に対する理解と、当事務所の

現地法人の清算の相談が減少したという点はあると思います。日野さんから見ると、それ以外に何か傾向がありますか。

日野 日本企業からのご相談は一定の類型に収斂した印象です。具体的には、コンプライアンス、特に現地子会社での不正事象への対応が多く、常時、複数件対応しています。他には、中華圏現地で生じる本社マターとなるような紛争案件、たとえば、中華圏現地で生じたりコールや製造物責任が問題になるような事案への対応や、国際仲裁があります。そういったことから、日本企業からのご相談件数は、ここ数年は安定しています。

酒井 逆に、中華圏企業からのご相談、いわゆるインバウンド案件自体は、5年前の時点でも一定数存在したと思いますが、その後は、継続して毎年増えていますよね。特に2022年頃からは、台湾企業の対日投資の熱意が高まっているように思います。そういったニーズに応えるべく、2024年には黄亜森台湾法弁護士が当事務所に加入しました。

強みである柔軟なチームアップにより、更にカバーできる領域を広げていきたいですね。また、CPTは、多種多様なバックグラウンドを持ったメンバーで構成されており、多様化する社会で、日本企業のお役に立てる場面は今後増えていくと考えています。これまでは、無我夢中で案件に取り組んできましたが、次の5年は後進の育成にも力を入れ、CPTの持続可能性を確保していきたいと思っています。

PROFILE

酒井 大輔
弁護士
Daisuke Sakai



M&A・コーポレート分野及び紛争解決分野をメインに、クロスボーダーM&Aのうち日本企業のリーガルアドバイザーとして、日本企業による海外企業への投資案件・買収案件を取り扱うことが多い。海外企業のリーガルアドバイザーとして、海外企業による日本への投資案件・買収案件も担当。

PROFILE

日野 真太郎
弁護士
Shintaro Hino



主に紛争解決、投資・M&A、国際商取引・国際法務全般、損害保険、ベンチャーに関与。国際法務に関わるものが多く、特に中国帰国子女の経歴を活かし、中華圏（中国大陆・香港・台湾）に関する案件を担当。顧客の企業文化や御要望を踏まえ、最善の経営判断に資する解決策を提案している。

法務 Troubleshooting

不正事象予防のために、
コンプライアンス体制の構築を現地子会社で発生した
不正事象への有事対応案件が増加

近年、中国大陸の現地で発生しているご相談としては、コンプライアンスに関するもの、特に現地子会社で発生した不正事象への有事対応に関するご相談が増加しています。具体的には、不正事象が発覚した後の調査・関係者の処分・再発防止といったものがあり、不正の具体的内容としては、贈収賄、商業賄賂、裏金、幹部による着服といったものがあります。このような有事に至った場合は、肅々と対応を進めるほかありませんが、親会社には大きな負担が生じ、現地子会社には、ビジネス上の大きな悪影響が生じ、場合によってはビジネス自体を継続できなくなることもあります。そのため、そのような事象が生じないよう、予め対応をする必要性は高いと言えます。

コンプライアンス意識の差を埋め、
不正事象を防ぐ制度設計が必要

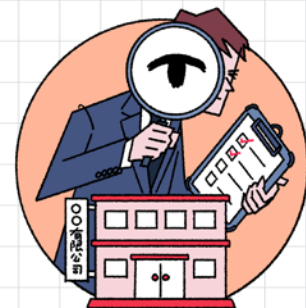
不正事象としては、着服のような「行為者自身が悪質性を理解している」ものと、過去の慣習のような形で残っていて「行為者自身が悪質性を理解していない」ものがあります。いずれも、原因としては、日本の親会社と現地の子会社の間のコンプライアンス意識の差があることと、不正事象を防ぐ制度設計がなされていないことが挙げられます。

前者のコンプライアンス意識の差については、日本企業が中国大陸に進出して会社を設立する場合、現地で管理職・従業員を採用することが多くなって

いるところ、現地の役職員のコンプライアンス意識が、日本の親会社と同水準には至っていないことが背景にあります。対策としては、入社時や入社後のコンプライアンス教育により、当該役職員の意識や水準を高めることが考えられます。

後者の制度設計については、日本の規程や制度設計をそのまま持ち込むだけでは不正事象を防げないことがあります。特に現地の管理職に現地子会社を任せると、管理職が、会社と自身を同一視し、会社を私物化し、結果的に不正が生じることがあります。このような不正事象を防ぐには、現地子会社における稟議制度や決裁ルールをしっかりと策定し、一定の行為には他の役職員のチェックを必須とすることで、不正の抑止効果を生じさせる必要があります。

とりわけ、現地子会社トップである総経理にはこのようなチェックが働きにくい、日本親会社によるチェックを働かせることが考えられます。加えて、日本親会社による社内監査や、内部通報・外部通報窓口といった、異なるラインを作ることが、不正の発見、さらには、不正の抑止にもつながると考えられます。



PROFILE

池野 幸佑 弁護士

Kosuke Ikeno



日本のコンサルティングファームでM&Aのアドバイザー業務に関与した経歴及び上海の大手法律事務所に3年間勤務した経験を活かし、中国が関連するM&Aや撤退に関する業務を得意とする。加えて、日本企業と中華圏企業との取引契約、紛争解決等に関する業務に従事している。

PROFILE

常 偉 外国弁護士

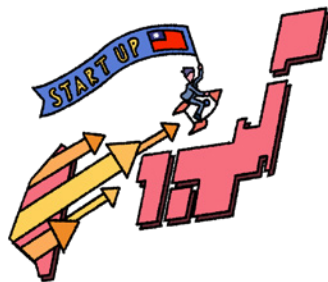
Wei Chang



日本帰国子女という経歴及び中国の法律事務所で日系企業向けのリーガルサービスを提供した経験を活かし、中華圏企業や日本企業が関わる国際取引、クロスボーダー投資、M&A案件から紛争案件まで、日本法弁護士を広くサポートしている。

Relay Column

形成されつつあるエコシステム

台湾スタートアップ
日本進出の動向

PROFILE

黄 亜森 外国弁護士

Yasen Huang



日本法弁護士とともに、台湾を中心とした中華圏の様々な案件に関与。特に、テクノロジー分野（ブロックチェーン、AI、SaaS、メタバース等）、個人情報保護法、ベンチャー企業の資金調達、PE/VCファンドの投資契約といった分野での経験を有し、テック企業の支援を得意としている。

近年、台湾のスタートアップ企業は積極的に海外市場へ進出しています。日本は地理的に近く文化的な共通点が多いことや、法令の透明性が高く法制度が安定しているといった進出のしやすさに加え、巨大なデジタルトランスフォーメーションの需要があることから、台湾が得意とするソフトウェア・ハードウェア両面における革新的な技術を導入する市場として非常に魅力的です。

2021年、Apier Group株式会社は、台湾企業として20年以上ぶりに東京証券取引所でIPOを果たし、台湾のスタートアップ企業が日本で上場するという新たな時代を切り開きました。また、台湾のベンチャーキャピタルであるCIB Capitalは、2023年には東京に、2025年には福岡に拠点を設立し、日本と台湾のスタートアップ発展を支援するとともに、2024年には、Cool Japan Fundと共同で「CDBクロスボーダー・イノベーション・ファンド」を設立。ファーストクローズで6200万米ドルの資金調達を完了し、スタートアップ企業への出資を実行しています。台湾のスタートアップ支援の官民共同プロジェクトStartup Island Taiwanは、2022年から日台間の起業家の交流を推進し、

Have a little break

酒井 悠 弁護士の オススメ観光



PROFILE

酒井 悠 弁護士

Haruka Sakai



光——時間帯ごとに異なるその表情が、この町の多様な変化を物語っているように思えます。紅毛城や淡水老街など、台湾の歴史や文化を肌で感じられる場所も多く残っています。近年、河沿いのエリアは再開発が進んでいますが、町の核心にある「懐かしさ」は今も色褪せることなく残っています。皆さんもぜひ、訪れてみてください。

ビジネス
パーソンの
休憩時間

懐かしさを感じさせる淡水という町

私は台湾の淡水という町で生まれ、6歳まで過ごしました。古くから河港として栄えてきた町で、今もなお、変わらぬ河沿いの風景や歴史ある街並みが、どこか懐かしさを感じさせてくれます。淡水河に沈む夕日が有名ですが、私にとって魅力的なのは、刻々と表情を変える河沿いの風景です。早朝の静けさ、午後のにぎわい、夕暮れ時の穏やかな